

カントと公的空間

趣味の多元主義からのアプローチ

高 木 駿*

はじめに

古くは A. ボイムラーが示唆し、H. アレントが決定的にした通り、I. カントの『判断力批判』⁽¹⁾ (1790) — 以下では、『第三批判』— のうちには、社会的・政治的文脈が存在する。この文脈の発掘により、美学および目的論の著作、あるいは、批判哲学を体系化する著作として見なされてきた『第三批判』は、社会哲学および政治哲学の著作として再発見されるにいたった。『第三批判』に見出された社会・政治的文脈の中心は、趣味判断そのものが持つ公的性格、および、趣味判断ないし趣味能力からなる公的空間の形成に求められる。しかし、趣味判断は、そもそもいかなる意味において「公的 publike」(V 214) なのであろうか。

多くの解釈者は、趣味判断の公的性格を、趣味判断が私的な限界を脱し、「独我論」ないし「エゴイズム」を克服するという点に見る。後述する通り、趣味判断(「反省趣味」に関わるものに限られるが)は、私的根拠ではなく、あらゆる人に共通する根拠に基づく判断であり、一人の主観のうちに留まる判断ではない。そして、この特徴からは、あらゆる他者の存在およびその判断を考慮し、万人に対する妥当性を主張するという趣味判断のさらなる特徴が導かれる。こうした「エゴイ

ズムの克服」の事態のうちに、ボイムラーは、趣味判断とカントの道德判断との「深く隠された形式的共通点」(Bäumler, 1923, S. 279)があることを指摘した。また、知念英行は、ボイムラーの解釈を踏まえた上で、A. スミスの「同感の概念」によるカントの趣味概念への影響を指摘し、趣味判断が、同感に基づくスミスの道德判断に共通しているとさえ主張した(Vgl. 知念, 1994, 122-124頁)。しかし、趣味判断の公的性格を道德的観点から捉える解釈には、以下の問題を指摘せざるをえない。趣味判断は何か特定の原理に基づき特定の目的が規定されることがないにもかかわらず、道德的観点から解釈された趣味判断の公的性格、および、趣味判断からなる公的空間には、道德原理(「道德法則」や「同感の概念」)による目的が規定されてしまう。そして、その公的空間においては、各人の判断、意見、主張の正しさが道德原理によって確定され、それに伴い各人の判断は一定のあり方へと強制されることになるが、この事態は、特定の正しさや規範性を主張し、そこへと他人を強制することがないはずの趣味判断の特徴に抵触してしまう。

ところで、「エゴイズムの克服」から趣味判断の公的性格を理解する論者には、アレントも含まれる。ただし、アレントは、道德的観点を取らない。彼女が注目するのは、「エゴイズムの克服」から導出される、他者の存在および判断を考慮に入れるという趣味判断の特徴である(Vgl. Arendt, 1992, p. 67)。アレントによると、この特徴は、「あらゆる他者とその感情とを考慮に入れ

2020年11月30日受付

* 江戸川大学 基礎・教養教育センター 非常勤講師 美学, 美術学

る反省」(Arendt, 1992, p. 72), つまり「共同体感覚」(ebd.)を通じて、趣味判断の根拠である快／不快の感情が他者との伝達へと開かれることによって可能になるという。ただし、他者との共同性が成立するためには、各人の考えが「自由と公開の試験」(Arendt, 1992, p. 40)を通過していなければならない。ここでは、各人の意見や主張を公衆に語りかけ、問いかけること、つまり「公開性」が必要となり、だからこそ、「公開性」を可能とする「[学者としての]理性の公的使用」(Arendt, 1992, p. 39), ないし「政治的自由」(ebd.)が不可欠となる。アレントにとって、趣味判断がエゴイズムを克服するという事態は、他者との共同性を明らかにする契機であり、この点にこそ、趣味判断の公的性格が理解される。こうした趣味判断に基づく公的空間において、各人は、自分以外の他者の存在、および、その判断、意見、主張を考慮した判断を下し、それを通じては、他者との意見交換がなされ、多角的なパースペクティブが形成されるとともに価値観の多様化が促進される。

このようなアレントの解釈は、一見すると、道徳的解釈に見られた問題を生じさせないのみならず、後述するカントの「趣味の多元主義」と親和的であるようにも見える。けれども、彼女の解釈は、以下の致命的な問題を孕んでいると言わざるをえない。アレントによると、趣味判断は、「共同体感覚」に基づき、万人の同意を「懇願しwoo」, 「乞い求める court」といった「説得の活動 persuasive activity」(Arendt, 1992, p. 72)を遂行する。それゆえ、趣味判断からなる公的空間とは、成員が互いの「説得」を行う場となる。この「説得」を通じて、意見や主張の是認や否認が行われ、それに従った多様な価値が定立されるというわけである。しかし、ここでの「説得 persuade」概念こそが問題を引き起こす。一般に「説得」は、こちらの意見や立場が適切である証拠や論拠を呈示することで、相手の態度や行動を変容させ(納得させ)、応諾するように働きかけることであり、persuadeには、「説き伏せる」という強い意味もある。いずれにせよ、自然に認

めなければならないのは、「説得」が、何らかの証拠や論拠に訴える行為であるという点である。ところで、趣味判断を下すことが可能であるのは、判断する主体が、他者の意見やその論拠に影響されることなく、自らの感情にのみ基づき、「趣味の自律」(V 282)を果たす場合に限られる。つまり、趣味判断に「説得」はありえない。趣味判断が「説得」を行うとするなら、或る趣味判断は、他の趣味判断に、他者の意見や特定の論拠に基づくこと、つまり「他律」(ebd.)を強制し、「趣味の自律」を破壊する。こうなると、趣味判断を下すこと自体が不可能になってしまうのである。しかし、問題はこれだけに尽きない。アレントによると、趣味判断を下す者のなかに学者がいなければならないか、学者によって構成される共同体が存在しなければならない。というのも、学者がいなければ、「理性の公的使用」は確保されえず、「公開性」も「共同体感覚」も、だからこそ、趣味判断の公的性格そのものも不可能になってしまうからである。しかし、カントによると、趣味判断は、正常な認識能力を持つ者でありさえすれば誰もが下せる判断であり、判断する者の格段の能力を要求しはしない。カントからすると、アレントの理解は、一部の成員を特別視する、いわばエリート主義となってしまうのである。また、趣味の共同体とは別に、学者の共同体を考えたとしても、他の共同体によって趣味能力の行使が指示を受けるのであれば、エリート主義に加えて、ここでもやはり「他律」の問題が生じてしまう。

ここまで、趣味判断の公的性格を「エゴイズムの克服」という点に見る諸解釈を概観してきたが、それらの解釈は、カント自身の趣味判断に大きく反する部分を持つことが明らかとなった。その原因は、「エゴイズムの克服」の解釈にあると考えられる。そこで、まず本稿は、「趣味のエゴイズム」を考察した上で、その克服ないし否定という事態を再検討する。ここから導かれるのが、「趣味の多元主義」である(第一、二節)。次に本稿は、「趣味の多元主義」を踏まえ、趣味判断の公的性格の意味、そして趣味判断からなる公的空間

間の意味を再解釈する（第三節）。そして最終的に、多元主義的な趣味判断からなる公的空間を明らかにすることを目指す。

第一節 趣味のエゴイズム

カントは、趣味判断を分析する『第三批判』「美の分析論」の結論として、「趣味判断はエゴイスタイック egoistisch ではない」（V 278）と述べ、「趣味のエゴイズム」の否定を、自身が主張する趣味判断の特徴とした。それでは、「趣味のエゴイズム」とはいかなる事態であるのか。

カントは、「趣味のエゴイズム」を、『第三批判』においては明言しなかったものの、『実用的見地における人間学』（1798）においては、「情感的エゴイズム」という形で定式化を行なっている。すなわち、「情感的エゴイストとは、自分自身の趣味〔能力の行使〕にまったく満足する者のことである」（VII 129）。つまり、自分自身の趣味能力のみで十分であるとし、だからこそ、他者をまったく考慮に入れることなく趣味の判定を下すという事態が、「情感的エゴイズム」であり、「趣味のエゴイズム」なのである。この事態が「エゴイズム」であるのは、一人の主観が、趣味の判定に際して、他者の存在を不要とする、まさにひとりよがりの独我論的な様子があるからである。しかし、こうした判定にあって、主体が「自分自身の趣味にまったく満足する」ことができるのはなぜなのか。そして、「趣味のエゴイズム」はいかにして成立しているのであろうか。この問いに答えるのが、『第三批判』である。

『第三批判』には、「エゴイズム」という言葉こそ登場しないが、「私的な」（V 214）趣味の判定は、「感官 Sinnen 趣味」（ebd.）という概念によって十分説明されている。一般に、趣味能力とは、「表象を、〔……〕主観の快／不快の感情と関係づけることによって、或るものが美しいか、美しくない⁽²⁾かを判別する」（V 203）判断力の一環であり、この能力が快／不快の感情に基づいて下す判断が「趣味判断」（ebd.）である。カントによると、快／不快の感情には、感覚に関わる感情

（快適さ／不快適さ）、善さに関わる感情（善、悪など）、感覚にも善さにも関わらない感情という三種類が存在する。そのうち趣味が関係するのは、感覚に関わる感情と、感覚にも善さにも関わらない感情の二つである。前者は、例えば、ワインを飲んで味覚が感じた心地よさの感情といった、現実に存在する対象に触発された「諸感官 Sinnen」、つまり五感から得られた感覚に関わる感情である（Vgl. V 205）。この感情を用いる趣味能力こそが「感官趣味」に他ならない（後者の感情とそれに対応する趣味能力は次節で扱う）。

それでは、「感官趣味」によって下される趣味判断は、なぜ私的な判定であるのか。カントによる具体例の考察を通じて、この問いに答えよう。カントは、「感官趣味」による判断の具体例として、「カナリア諸島の白ワインは快適である」（V 212）、「紫色は柔らかで好ましい」（ebd.）という判断をあげる。たしかに、この判断のうちに「美しい」という語は直接に現されてはいないが、前者には「快適なので、美しい」、後者には「好ましいので、美しい」という意味が込められる。これらの判断の「快適」や「好ましい」という述語を規定するのは、「白ワイン」や「紫色」によって触発された諸感官から得られた感覚（快適さや好ましさ）に関わる感情である。ここで強調すべきは、各人の諸感官が異なるという点である。ソムリエの味覚は往々にして、のんべえの味覚よりも鋭敏であり、「白ワイン」の味をより鮮明に正確に感じるができるだろう。また、明度に関して比率が高い色覚特性を持つ者は、色相と彩度に関して比率が高い者に比べて、「紫色」に明るさや柔らかさを感じる可能性が高い。要するに、諸感官に依存する感覚は、それを感じるその個人にのみ依存し、感覚に関わる感情は、「私的感情 Privatgefühl」（ebd.）に他ならない。私の見ている色、聴いている音、舌にのせた味は、他の人々が得るそれとは、どこまでも異なる。したがって、「感官趣味」による判断は、私的感情としての快／不快に基づくゆえに、私的な趣味の判定なのである。ここでは、「各人は自分自身の（感官）趣味を持つという原則」（ebd.）が成り立つ。つ

まり、「感官趣味」については、「蓼食う虫も好き好き」というわけなのである。

私は、「感官趣味」によって趣味の判定を行う場合、そこで用いられる感覚が私的なものであり、趣味の評価について自分以外の他者を必要とはしないので、「自分自身の趣味にまったく満足する」。つまり、「感官趣味」こそが、「趣味のエゴイズム」を成り立たせるものなのである。「感官趣味」とそれによる趣味判断からは、他者がまったく不要なエゴイスティックな趣味の空間、私だけの趣味の世界が成立する。もちろん、ここでは、他者の趣味が問題になる余地もなく、私は他者の趣味に対して、他者は私の趣味に対していかなる評価を下すことができず、そもそもその意味さえ存在しない。だからこそ、「〔感官〕趣味については論議できないのであり」(V 278)、各人は、自らの私的な趣味の空間を思い思いのままに享受する。たとえ地球最後の一人になったとしても、「趣味のエゴイズム」は依然として意味を持つ。こうした「感官趣味」の空間においては、私一人だけで十分なのであって、他者を必要とはせず、それゆえに、他者の存在および判断が考慮されることもないのである。

ただし、最後に断っておくと、私の「感官趣味」による趣味判断が、他者のそれと偶然に一致する場合はありうる。例えば、私と恋人が「ボルドーの赤ワイン」を飲み、美味しく感じるなら、二人は、「ボルドーの赤ワインは快適である」という趣味判断を下す。その上で、二人の判断が比較されるならば、偶然的にはあれ趣味の一致が見出される。これが、三人、四人……N人と増えていけば、趣味の一致も拡大され、「ボルドーの赤ワインは快適である」という「一般的 general 規則」(V 213) が成立する。カントは、この規則に「社交性 *Geselligkeit*」(ebd.) を基礎づける。「ボルドーの赤ワイン」を美味しく感じる人は、同じように美味しく感じる人々と出会うことがあり、互いの判断の比較を通じて、そこに一般性を打ち立て、例えば、ボルドーワインバーに集まる、サロンを開くなどの社交的行為を行うのである。しかし、ここで留意すべきは、「感官趣味」

は、やはりあくまでも私的であるという点である。趣味の一致や一般的規則、そして社交性は、言葉として表れる判断の外見に依存するものでしかなく、本質的には他者を必要とするものではない。社交の空間は、一見すると、他者の存在を考慮した公的空間のようにも見えるが、実際には、特定の対象（先の例では「ボルドーの赤ワイン」）との関係においてのみ、各人が自身の「感官趣味」を発揮し、その偶然の一致から形成される空間にすぎないのである。その一致を支えるのは、特定の対象でしかなく、それがなくなれば、社交の空間は、いともたやすく崩壊する（「ボルドーの赤ワイン」がなくなれば、ボルドーワインバーは閉店し。サロンも解散する）。このような偶然性や特定の対象に依存する不安定な空間は、「公的」(V 214) と呼ぶに足るものではない。

第二節 趣味の多元主義

既述の通り、カントは、「趣味のエゴイズム」の否定を、自らが主張する趣味判断の特徴とした。それでは、「趣味のエゴイズム」を克服した趣味判断にはいかなる特徴が見出されるのであろうか。

趣味判断がエゴイスティックではないということは、その判断は、「感官趣味」によるものではなく、それゆえに、感覚に関わる快／不快の感情には基づかないということの意味する。そのためには、「感官趣味」とは別の趣味能力が必要とされる。カントは、その能力を「反省趣味」(V 214) と呼んだ。「反省趣味」も、趣味判断を下すために、何らかの快／不快の感情に基づく必要がある。この感情こそが、前節で触れた、感覚にも善さにも関わらない感情であり、カントはこれを「無関心な」(V 211) 感情と形容した。関心とは、特定の対象との関係において欲求能力を規定する感情である (Vgl. V 204)。例えば、私がワインに感じた快適さの感覚が、私の欲望をそのワインへと傾かせ、またそのワインを飲みたいと欲求させるように、感覚に関わる感情は、主観の「傾向性」(V 207) という欲求能力を特定の対象へと

規定する点で、関心に数えられる。それゆえ、「反省趣味」が「無関心な」快／不快の感情に基づき趣味判断を下すという事態には、エゴイズムを克服した趣味のあり方を確認することができる。ここでの要点は、「反省趣味」という新たな趣味能力が導入されたこと以上に、「無関心」というメルクマールに照らして、快／不快の感情の区別が行われた点にある。

このことに関連して想起したいのは、意志が道徳法則を立法することにおいても、法則の定言性を確保するために、傾向性を規定する関心が排除されるという点である (Vgl. IV 431-432)。つまり、道徳法則の立法と、「反省趣味」による趣味能力の成立の間には、「無関心性」という共通点が存在するのである。この点に鑑みれば、ボイムラーのように趣味判断と道徳判断との類縁性を主張することが、ひいては、趣味判断の公的性格を道徳的観点から解釈することが、可能であるように思われる。ところで、「反省趣味」が用いる「無関心な」感情は、たしかに傾向性を規定する関心を排除するが、そこで排除される関心には、意志という欲求能力を規定するものも含められる。この関心は、理性によって感じられる「善さ」(V 207)に関する感情である。「善さ」には、何かのための手段としての善さ(有用さ)と、目的そのものとしての善さ(道徳的な善さ)という区別が存在し、後者に関する関心は、意志を道徳法則の立法へと規定する。それゆえ、「反省趣味」の行使においては道徳法則の立法に関連する関心までもが排除される。趣味判断の成立と道徳法則の立法とは「無関心性」において共通するよう見えるものの、実際には、前者は後者を排除しているのである。これによって、趣味判断は、道徳的善さをも含めた善さ一般を主題とする理性判断から独立させられる。したがって、趣味判断と道徳判断とに類縁性を指摘できたとしても、それは単に見かけのものでしかなく、道徳的観点から趣味判断の本質を理解することはできない⁽³⁾。

「反省趣味」が、「無関心性」に照らした快／不快の感情の区別を前提することを考慮するなら、「趣味のエゴイズム」の克服を理解するためには、

感覚に関わる感情(傾向性を規定する関心)の排除とともに、善さに関わる感情(意志を規定する関心)の排除をも考える必要がある。さて、感覚に関わる感情には、個人に依存する私的な性格が見出されたのに対して、善さに関わる感情には、いかなる性格が見出されるのだろうか。すでに見たように、この感情は、理性に基づくものであり、より詳細に言えば、理性の「目的の概念」(ebd.)に基づく。例えば、私は、「目的の概念」を用いて、「花束」を、恋人を喜ばせるための手段として規定する。この際、「花束」の、贈り物としての善さ(有用さ)には快が感じられる。そして、この感情は、私の意志を「花束」へと規定する。また、「人格」は、「目的の概念」によって、それ自体が目的そのものとして規定され、その道徳的な善さには快が感じられる。これらの善さに関わる感情は、「目的の概念」を用いる「理性的存在者一般に妥当する」(V 210)感情であり、その限りで客観的である。善さに関わる感情には、理性とその「目的の概念」の働きに由来する客観的な性格が見出されるのである。したがって、「趣味のエゴイズム」の克服とは、「反省趣味」が、感覚および善さに関わる感情を排除した「無関心な」快／不快の感情を、自らの判定の根拠にするという事態であり、この判断には私的でも客観的でもないという特徴が見出される。この否定的な特徴から、カントは、次のように、肯定的な特徴を導き出す。

したがって、その判断においてあらゆる関心から分離していると意識するなら、趣味判断には、あらゆる人に対する妥当性の要求が、客観に定めた普遍性を欠いて付随していなければならない。換言すれば、趣味判断には主観的普遍性の要求が結びついていなければならないのである。(V 212)

趣味判断が、客観的でない点からは「主観性」が、私的でない点からは「普遍性」が導かれ、この「主観的普遍性」こそが、「趣味のエゴイズム」を克服した趣味判断を代表する特徴となる。

「主観的普遍性」は、普遍性の一様でありながらも、対象ないし客観を規定する概念に基づきはしない (Vgl. V 211)。というのも、「主観的普遍性」の導出には、二つの意味において概念の排除が必要だったからである。すなわち、第一に、趣味判断は、感情に基づく判断である限り、いかなる概念にも、つまりは、理性の「目的の概念」にも、悟性の「客観に関わる概念」(V 211)にも基づいてはならない。第二に、趣味判断は、「無関心な」感情に基づく判断である以上、善さに関わる感情(意志を規定する関心)を基礎づける「目的の概念」に関与してはならない。そうになると、「主観的普遍性」はいかにして保証されるのであろうか。何に基づいてこの普遍性は担保されるのであろうか。カントは、それらの諸概念の代わりに、「他のどんな人にあっても前提されうるもの」(ebd.)に訴えることで、その保証ないし担保を行った。その手続きは、次の通りである。すなわち、「無関心な」快／不快の感情は、構想力と悟性という認識能力が認識を成立させるために「調和」する心の状態から生み出されるが、この状態は、認識を営むいかなる人にあっても共通に前提されうる。そして、認識は、それがどんなものであれ、総じて認識を行うすべての人に普遍的に伝達されうるので、認識のための能力である構想力と悟性からなる心の状態も、普遍的に伝達可能でなければならない。したがって、その状態から生み出される感情もまた、普遍的に伝達可能でなければならない (Vgl. V 216-218)。このようにして、趣味判断の「主観的普遍性」は、すべての他者において共有・前提されうる心の状態と、感情の普遍伝達可能性によって保証されるのである⁽⁴⁾。

趣味判断の「主観的普遍性」について注目したい点が二つ存在する。第一に、この普遍性の保証に際してあらゆる他者が前提されるという点である。他者がいなければ、「主観的普遍性の保証は不可能であり、ここでは他者の存在が必要不可欠となっている。第二に、「主観的普遍性」が、「論理的普遍性」(V 215)ではないという点である。後者の普遍性は、客観に関する概念(悟性の概

念)に基づく普遍性であり、それを有する普遍的判断(例えば、「あらゆる物体は重さを持つ」など)は、その概念に関わるすべてのもの、つまりは、すべての判断する主体と、判断される客体に例外なく妥当する。「あらゆる物体は重さを持つ」という判断には、「物体」を規定する／される、いかなる主体／客体も必然的に一致することになる。「論理的普遍性」は、それに関わる主体および客体を例外なく、その判断へと一致させるのである。これに対して、「主観的普遍性」は、悟性の概念には基づかないので、それを有する趣味判断は、すべてのものが自らに一致することを必然とはせず、例外を許容する。とはいえ、趣味判断は、どんな他者にも共有・前提されうるものに基づく以上、あらゆる他者が自らに一致することを要求しはする。

趣味判断そのものは、あらゆる人の一致を要請しはしない(というのも、それを為せるのは、根拠 [= 悟性の概念] をあげることができる論理的な普遍的判断に限られるからである)。趣味判断は、あらゆる人の一致を、規則の一つの事例として、要求するだけなのである。(V 216 強調カント)

一事例としての、つまり私の趣味判断は、あらゆる他者が私の判断に一致することを要求しはするが、一致を要請する根拠(概念)がないので、一致を必然的なものとすることはできない。例えば、私は、「このバラは美しい」という趣味判断を下すことで、あらゆる他者が同様に「そのバラが美しい」と判断することを要求しはするものの、私の趣味判断は、他者がその要求を飲むかどうかについては何らの関与もしはしないのである。この点を踏まえると、他者の同意を求める「説得の活動」(Arendt, 1992, p. 72)を趣味判断のうちに見出したアレントの解釈が、過剰であることを改めて指摘することができる。趣味判断そのものには、相手を説得するための根拠(概念)に関わる証拠や論拠など存在しないのである。

このような「主観的普遍性」を特徴とする趣味

判断は、「エゴイスティックであると見なされてはならず、〔……〕多元主義的 pluralistisch であると見なされなければならない」(V 278)。まず、趣味判断は、あらゆる他者を前提し、複数の他者の存在を不可欠とする。次に、趣味判断は、そこで前提されたあらゆる他者に対して自身への一致を要求するが、その要求に従うように他者を強制しはしない。例えば、登山の途中に私と恋人が「紅葉した七竈」に出会った場合、私は、「この七竈は美しい」という趣味判断によって、恋人も(また恋人以外のいかなる他者も)「七竈」を「美しい」と判断すべきだと主張しはする。しかし、恋人(いかなる他者も)は、その要求・主張を受け入れる必要はない。ここには、私の趣味判断へ対する賛否が必然的には決定されない余地と、「七竈」に対する恋人の趣味の判定の自由、換言すれば、「七竈」を「美しい」とも「美しくない」とも判定することができる自由とが存在する。他者の判断を決定しない余地と、特定の対象に関する誰かの判断を前にして、他者が自らで判断を選択できる自由とが存在するのである。こうした「主観的普遍性」から導かれた事態、すなわち、複数の他者が前提されるとともに、自他の判断について自由が確保されているという事態こそが、多元主義的であると見なされなければならないものなのである。

以上をまとめよう。「趣味のエゴイズム」を克服した趣味判断は、「無関心な」感情を根拠に成立する。そして、この感情の「無関心性」からは、「主観的普遍性」という特徴、さらには、多元主義的な性格が導かれる。要するに、「趣味のエゴイズム」の克服とは、「趣味の多元主義」の成立を意味するのである。

第三節 多元主義的な趣味判断と公的空間

カントは、「感官趣味」が単に私的な趣味判断を下すのに対して、「反省趣味は、いわゆる共通妥当的(公的)判断を下す」(V 214 強調引用者)と言う。既述の通り、「反省趣味」は「主観的普遍性」を持つ趣味判断を下すのであり、この趣味

の行使にこそ、「趣味のエゴイズム」を克服したあり方、すなわち、「趣味の多元主義」が確認されたのであった。したがって、ここでの「公的」とは、趣味判断がエゴイスティックではないという事態、換言すれば、趣味判断が主観的に普遍的であり、だからこそ、多元主義的であるという事態を意味するのである。よって、趣味判断の公的性格は、その多元主義的性格から理解されなければならない。

繰り返しになるが、趣味判断の多元主義的性格は、前節でまとめた通り、第一に、複数の他者の存在が前提されなければならない点、第二に、自身および他者の判断について一致への強制がなく、判定の自由が確保される点にある。この二点そのまま、趣味判断の公的性格の特徴として理解される。第一の点は、趣味判断の公的性格に関するこれまでの先行研究にも共有される特徴であったが、第二の点は、既存の解釈の要点を否定する。すなわち、この点は、道徳的解釈に見られた、趣味判断に対して何らかの道徳原理が導入されるという事態を否定し、また、アレントの解釈に見られた、趣味判断のうちに相手を説得する論拠が存在するという事態を否定する。そして、だからこそ、ここでは、それら既存の解釈に指摘された問題、つまりは、道徳原理により自他の判断が一定のあり方へと強制されてしまうという問題(道徳的解釈の問題)、および、説得のための論拠によって「趣味の自律」が破壊されてしまうという問題(アレントの解釈の問題)が解消されることになる。

このように多元主義的な公的性格を持つ趣味判断からは、次のような公的空間が形成される。この空間には、判断する主体である私以外にも、あらゆる他者の存在が前提されなければならないので、すべての人がその成員となる。私が下す趣味判断は、あらゆる他者に対して、他者が自分の判断に一致することを要求する。ただし、私は、他者に対し、そうした一致を必然的なものとはしない。この際、他者も、同様にして、自身への判断への一致を私に要求しはするが、やはり私をそうした一致へと強制しない。つまり、この空間にお

いて、各成員は、あらゆる他者を考慮しながらも、自らの趣味判断について、他者による強制を受けずに自由な状態である。とはいえ、各成員は、他者の判断に対してけっして無頓着であるわけではない。それは、判断への一致を互いに要求し合うからである。この要求のやり取りは、「客観的な概念」(V 338)である「悟性の概念」(V 339)に基づきあらゆる人の判断を一致させる「議論」(V 338)にこそならないが、「相互に一致しうるといふ希望」(ebd. 強調引用者)の下で「論争」(ebd.)になりはする。要するに、多元主義的な趣味判断からなる公的空間とは、各成員が、あらゆる他者の存在を考慮した上で、自らの趣味判断への一致を互いに要求し合う「論争の空間」なのである。この空間は、「議論の空間」とはまったく異なり、他者の判断を強制しないので、すべての他者の判断が尊重される。それゆえ、ここでは、一部の者の判断のみが尊重され、その結果としてエリートが選出されることもない。この点で、本稿の解釈は、アレントの解釈に指摘されたエリート主義の問題をも解消することができる。

しかしながら、以上の多元主義的な公的空間には、それが「議論の空間」ではないからこそ、成員の判断を一致させることができないのではないかという問題を指摘することができる。「反省趣味」による趣味判断のうちには、相手を説得したり、強制したりするための論拠、つまり「証明根拠」(ebd.)は存在せず、さらに、趣味判断そのものもそうした根拠にはなりえないので、ここで趣味判断に基づく公的空間において、成員の判断を、たまたまそうなる場合を除いて、一致させることができない。つまり、多元主義的な公的空間は、特定の判断が一致するという事態を積極的な仕方によっては規定することができないのである。けれども、この指摘は、この公的空間にとっては、致命的な批判にはならないと考えられる。というのも、この空間は、他者の存在を考慮し、他者の判断を尊重するという点の特徴とする空間であり、成員の判断を一致させることをそもそも目的とはしていないからである。ここには、各成

員の趣味判断が一致する必要も、一致しなければならない必然性もない。それがあつたら、他者と他者の判断の尊重が不可能になってしまうからである。多元主義的な公的空間が判断の一致を積極的な仕方では規定できないのは、むしろ当然なのである。

しかし、この判断の一致に関わる問題からは、新たな問いを見出すことができる。たしかに、多元主義的な公的空間それ自体は、成員の趣味判断を一致させることも、特定の判断を支持することもない(厳密に言えば、原理的にできない)。とはいえ、この空間において尊重された誰かの判断を背景として、特定の判断、意見、主張、あるいは、理解が形成され、それへの一致が要請される場合は考えられる。つまりは、多元主義的な公的空間が何らかの「議論の空間」へと展開する場が考えられるのである。「議論」とは、「証明根拠」に基づき、異なる判断相互の一致を生じさせる営みである(Vgl. ebd.)。「証明根拠」となるのは、悟性の概念であったので、ここでの「議論」とは、対象の理論的な認識に関わるものとなる。それでは、多元主義的な公的空間は、いかなる仕方によって、理論的認識からなる「議論の空間」へと展開するのだろうか。そして、その展開にはいかなる意味があるのだろうか。

理論的な認識判断は、論理的な量を持つ。論理的な量とは、悟性の概念に関わることから、判断の妥当性が及ぶ範囲である。「あらゆる物体は重さを持つ」という認識判断は、「物体」の概念に基づいて、概念に関わるすべてのものに対する論理的な量を持つ。言い換えれば、この判断の妥当性は、悟性の概念に関わるあらゆる範囲に例外なく及び、その限りで「全称判断」(あらゆるSはPである)となる。これに対して、趣味判断は、悟性の概念をも含めた諸概念を自らの根拠から排除し、快/不快の感情に基づくので、論理的な量を持ちえない。そのため、趣味判断は、例えば、「このバラは美しい」のように、個々の客体を主語に持つ「単称判断」(V 215)となる。

とはいえ、趣味判断の客体の個々の表象が、

趣味判断を規定する諸条件に従って、比較を通じて一つ概念へと変形される場合には、趣味判断からは論理的な全称〔＝普遍的〕allgemein 判断が生じる。(ebd.)

ここで、「趣味判断を規定する諸条件」とは、趣味判断の根拠である感情が生み出される条件としての構想力と悟性という認識能力であると考えられる。「構想力」とは、「直観の多様の〔イメージを介した〕合成のための」(V 287) 能力であり、「悟性」とは、「その合成を統一する表象である概念のための」(ebd.) 能力である。これらの能力が、各人の趣味判断の比較を通じて、判断の客体の個々の表象に対して働く場合、構想力によっては、個々の表象が特定のイメージへと合成され、悟性によっては、そうしたイメージを統一する概念が導かれる。例えば、個々の「バラ」の表象に対して、構想力は、花卉や萼などを有したイメージを与え、悟性は、そのイメージを統一する「バラ一般」の概念を導く。そして、「バラ一般」の概念に基づき下された、「彼らが趣味判断の客体としている事物は一般にバラである」という判断は、論理的な全称判断となる。この判断は、理論的な認識判断に他ならない。要するに、趣味判断からは、それを可能とする諸条件である構想力と悟性との働きを介して、客観を規定する概念が導かれ、この概念に依ることで理論的な認識が成立するのである。

こうした仕方では、趣味判断からなる公的空間は、理論的認識に関する「議論の空間」へと展開する。例えば、「このバラは美しい」という趣味判断は、前者の空間では、一つの要求として尊重され、「このバラは美しくはない」という他の判断へと一致させられることはない。これに対して、後者の空間では、「このバラ」が「バラ一般」として認識されるかどうか、換言すれば、個々の趣味判断の客体が一般に「バラ」であるのかが問題とされ、対象認識の真偽について議論がなされ、それが誤っている場合には、正しい判断への一致が強制される。もし誰かが「バラに似たこの花」を「バラ」として誤認し、趣味判断を

下していたのであれば、その誤認は、議論において、他者の趣味判断から得られた「バラ一般」の概念およびそれに基づく「彼らが趣味判断の客体としている事物は一般にバラである」という全称判断に照らして、偽とされ、その人の認識は、全称判断へと一致させられる。ここで注目したいのは、議論を通じては、そこで問題となる概念が修正・洗練されるという点である。「バラに似たこの花」が、「バラ一般」に属さないならば、否定的な仕方では、属するのであれば、肯定的な仕方では、「バラ一般」の概念は、修正・洗練されることになるが、これは、次のゆえに他ならない。すなわち、趣味判断が、単称的であるとともに他者の判断を否定・強制しないゆえに、個々の客体の表象を呈示する判断であり、なおかつ、それらの表象から概念を導く構想力と悟性とを自らが成立する条件とする判断であるからである。ここでの「議論の空間」において、理論的認識の真偽が決定されるだけでなく、その認識において問題となる概念が修正・洗練されるのは、多元主義的な趣味判断に基づく公的空間が、理論的認識に関する「議論の空間」へと展開したからこそなのである。

以上をまとめよう。趣味判断からなる公的空間とは、あらゆる他者の存在を前提した「論争の空間」である。そこにおいて、各成員は、すべての他者に対して、自らの判断に一致することを要求し合い、論争を繰り返すが、そこで一致を強制することはない(できない)。各人は、あらゆる他者を考慮しながら／されながらも、自らの判断についての自由を享受する。その限りでは、いかなる人の判断や要求であっても尊重されることになる。これが、趣味判断に基づく「多元主義的な」公的空間なのである。この空間は、理論的認識に関する「議論の空間」へと展開することもあり、その場合には、多元主義的な公的空間の、どんな人の判断をも否定・強制せず、尊重するという特徴が、理論的認識、とりわけそれを基礎づける概念の修正・洗練化に寄与することになる。

おわりに

本稿は、趣味判断から形成される公的空間を、「趣味の多元主義」という観点から再解釈した。趣味判断による「公的さ」とは、すべての成員が、すべての他者を配慮し、その判断や立場を尊重する多元主義的な事態を指していることが明らかとなった。この成果を考慮するなら、趣味判断の公的性格および公的空間のうちに、道德原理を読み込む解釈（道德的観点による解釈）や、説得という行為を見出す解釈（アレントの解釈）は、本来の趣味判断にとって不要な要素を導入した解釈であると改めて批判することができる。だからこそ、これらの解釈は、幾つもの問題を引き起こしてしまったのである。本稿は、そうした問題の解消にも成功した。

さらに、本稿は、多元主義的な公的空間は、「議論の空間」への展開を通じて、理論的認識および悟性の概念の発展に貢献することを明らかにしたが、カントの言明に反して、成員の判断の一致を目的とする「議論の空間」は、理論的認識に関するものには限定されないと考えられる。例えば、手段の有用性を判断する実践的認識や、行為の善悪を判定する道德的な実践的認識は、カント自身の規定に従っても、理性の「目的的概念」であるとはいえ、対象（手段や目的）を規定する概念に基づく認識であり、その意味では、「議論」の対象になりえるはずである。したがって、多元主義な公的空間が、実践的認識に関する「議論」へと進展する可能性もあり、それを検討する余地は十分にあると考えられる。これについては、今後の課題とする。

また、次の点も、今後の発展的な課題として指摘しておかなければならない。このように再解釈された「公的な *publike*」趣味判断の「公的さ」と、「理性の公的使用 *der öffentliche Gebrauch der Vernunft*」(VIII 36) や「公開性 *Publicität*」(VIII 382) の「公的さ」とがいかなる関係にあるのかという問題である。アレントの解釈の優れ

た点は、この問題に統一的な仕方で答えている点である。それゆえ、この問題に答えることができないければ、アレントの解釈を真に乗り越えたことにはならないだろう。これについても、今回は指摘するに留め、今後の課題とする。

《注》

- (1) カントの著作については、いわゆるアカデミー版 *Königlich-Preußische Akademie der Wissenschaften* (Hg.), *Kants gesammelte Schriften*, *Walter de Gruyter*, 1900ff. に依拠し、引用する際には、巻数をローマ数字で、頁数をアラビア数字で記した。引用文中における、(丸括弧) は著者の挿入であり、〔亀甲括弧〕は引用者の挿入である。強調がある場合には、傍点によって示し、誰による強調であるのかを適宜明記した。
- (2) 不快の感情に基づく趣味判断が、対象の醜さを言明する趣味判断であるとする理解については、高木, 2018 を参照のこと。
- (3) ボイムラーと知念は、趣味判断の公的性格を道德的観点から解釈しようと試みたが、趣味判断そのものを道德的観点から理解しようと試みる解釈者も存在する。そうした趣味判断の道德的解釈の梗概と問題点については、高木, 2017 を参照のこと。また、道德的解釈への批判については、Chignell, 2007 も参照のこと。
- (4) 「主観的普遍性」を保証する手続きに関するより詳細な説明は、高木, 2016 を参照のこと。

参考文献

- 高木駿, 「趣味判断における快の感情の生成 — 『認識一般』からの捉え直し」, 『日本カント研究』第17号 157-171 頁, 知泉書館, 2016 年。
- 高木駿, 「趣味判断が誤るとき: 『判断力批判』における情感的意識の観点から」, 『美学』第250巻, 13-24 頁, 美学会, 2017 年。
- 高木駿, 「趣味判断における不快の感情の生成 — カント美学と醜さ」, 『日本カント研究』第19号 121-137 頁, 知泉書館, 2018 年。
- 知念英行, 『カントの社会哲学 共通感覚論を中心に』, 未來社, 1994 年。
- Arendt, H., *Lecture on Kant's Political Philosophy*, University of Chicago Press, 1992.
- Bäumler, A., *Kants Kritik der Urteilskraft. Ihre Geschichte und Systematik*, Halle, 1923.
- Chignell, A., Kant on the normativity of taste: The role of aesthetic ideas, *Australasian Journal of Philosophy* 85(3): pp. 415-433, 2007.